

千葉県少年自然の家設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第42号

千葉県少年自然の家設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県少年自然の家設置管理条例（平成16年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宿泊を伴う」を削り、「図る」の次に「とともに、市民に自然の中での学習及び相互交流の場を提供する」を加える。

第14条中「管理運営」を「管理」に改め、同条を第21条とする。

第13条を削る。

第12条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の手続等）

第19条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（次項において「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、少年自然の家を最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（1）市民の平等な利用を確保するものであること。

（2）少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

（3）少年自然の家の管理を安定して行う能力を有すること。

（4）少年自然の家の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定

めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、少年自然の家の管理を行わなければならない。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「特に」を「指定管理者は、規則で定める場合その他特に」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不返還)

第17条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第10条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「別表に定める使用料を納付しなければ」を「指定管理者に対し、その使用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければ」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「少年自然の家の使用を終了するときに納付する」を「使用を開始する日の7日前までに納める」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「指定管理者が」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第15条とする。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「管理運営」を「管理」に改め、同条を第14条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に、「第6条第1項」を「第10条第1項」に、「又はその許可を取り消す」を「第10条第1項の許可を取り消し、又は少年自然の家からの退去を命ずる」に改め、同条第2

号中「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号中「第6条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第4号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第5号中「管理運営」を「管理」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 少年自然の家の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

第8条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3号中「前2号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置の目的に反する使用をし、又はその」を「少年自然の家の施設を破損し、又は滅失する」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「管理運営」を「管理」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加え、同条を第11条とする。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第6条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「管理運営」を「管理」に改め、同条を第10条とする。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 中学生以下の者及びその引率者の団体又は中学生以下の者を含む家族

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(3) 高校生以上の者で構成される団体

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「時間」の次に「（以下この条において「入退所時間」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

第4条第2項及び第3項を次のように改め、同条第4項を削る。

2 前条第1項ただし書の規定は、入退所時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、入退所時間以外の時間に入退所させることができる。

第4条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用期間）

第7条 少年自然の家を引き続いて使用できる期間（以下この条において「使用期間」という。）は、4泊5日以内とする。

2 第5条第1項ただし書の規定は、使用期間の変更について準用する。

（使用時間）

第8条 少年自然の家の宿泊の用に供する施設の使用時間は、使用を開始する日の午前11時から使用を終了する日の午前9時までとする。

2 日帰りで使用する場合は、少年自然の家の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

3 第5条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間に使用させることができる。

第3条中「管理運営」を「管理」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休所日に開所することができる。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 少年自然の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - (2) 第10条第1項に規定する使用の許可及び第12条の規定による使用の制限等に関する業務
 - (3) 少年自然の家の維持管理に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
- 別表を次のように改める。

別表

- (1) 中学生以下の者を含む団体又は家族が宿泊で使用する場合（中学生以下の者の健全な育成を図ることを主たる目的として宿泊で使用する場合に限る。）

区分	金額（1人1泊につき）
市内在住の中学生以下の者	300円
市内在住の高校生以上の者	830円
市外在住の中学生以下の者	600円
市外在住の高校生以上の者	1,670円

- (2) (1)に掲げる場合以外に宿泊で使用する場合

区分	金額（1人1泊につき）
市内在住の中学生以下の者	300円
市内在住の高校生以上の者	2,440円
市外在住の中学生以下の者	600円
市外在住の高校生以上の者	4,880円

- (3) 中学生以下の者を含む団体又は家族が日帰りで使用する場合（中学生以下の者の健全な育成を図ることを主たる目的として日帰りで使用する場合に限る。）

区分	金額（1人1日につき）
市内在住の中学生以下の者	100円
市内在住の高校生以上の者	270円
市外在住の中学生以下の者	200円

市外在住の高校生以上の者	550円
--------------	------

(4) (3) に掲げる場合以外に日帰りで使用する場合

区分	金額（1人1日につき）
市内在住の中学生以下の者	100円
市内在住の高校生以上の者	790円
市外在住の中学生以下の者	200円
市外在住の高校生以上の者	1,580円

備考 (1) 及び (3) の場合において、市内在住の中学生以下の者を引率する市外在住の高校生以上の者は、市内在住の高校生以上の者とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条を第21条とし、第12条を第18条とし、同条の次に2条を加える改正規定（第19条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がしたこの条例による改正前の第6条第1項の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、施行日においてこの条例による改正後の第3条に規定する指定管理者がしたこの条例による改正後の第10条第1項の許可とみなす。
- 3 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。